【問10. 他社株売買の管理手続】

上場会社の事業内容によっては、他社の経営に関する重要情報を容易に知り得る立場になることが想定されますが、そのような場合にも、自社の役職員等に対して、他社株の売買の取扱いを一定程度定めておくことが考えられます。この点について、御社ではどのような方策を採用しているか教えてください。

前問同様、以下の（ア）～（カ）の役職等の別に①～⑥の管理方法を選択してください。

① 上場会社が事前に許可した場合に限り自社の役職員等による他社株の売買を認める「許可型」

② 他社株の売買についての最終的な判断は役職員等に委ねるものの、売買の実行前に予定する売買の内容を届出させる「事前届出型」

③ 上場会社が役職員等による他社株の売買動向の把握のみを目的として売買の実行後に実行した売買の内容を届出させる「事後届出型」

④ 役職員等の他社株の売買を一切認めない「禁止型」

⑤ 上場会社自身は役職員等の他社株の売買に一切関知しない「無関知型」

⑥ その他（　　）

役職等の別	管理方法（①～⑥）
（ア）役員	
（イ）重要情報に接する可能性の高い職員	
（ウ）上記以外の職員	
（エ）派遣社員、パート・アルバイト	
（オ）退職後１年以内の者	
（カ）配偶者・同居家族	

※配偶者・同居家族については、例えば、役員の配偶者・同居家族についてのみ管理しており、その他の職員の配偶者・同居家族については管理していないという場合であっても、配偶者・同居家族について管理しているものとして取り扱っていただき、該当する管理方法を回答してください。